部会資料２－１

福島県循環型社会形成推進計画改定の概要

１　循環型社会形成推進計画で目指す本県の将来像（条例に規定）

本計画は循環型社会形成に関する条例に基づき策定するもので、①自然循環が保全された社会、②適正な資源循環が確保された社会、③心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会の３つのビジョンにより、適正な資源循環が確保されるとともに、自然循環が健全な状態で保全され、自然と人が共生する循環型社会を目指すこととしている。

２　改定のポイント

（１）本計画は、資源循環や廃棄物処理だけでなく、自然循環や心の豊かさを重視した生活様式など、幅広い視点で構成されていることが特徴であり、次期計画についても同様に３つのビジョンで構成する。

（２）地域循環共生圏の考え方を第６章「施策の展開」の「２　適正な資源循環が確保された社会」に盛り込む。

（３）社会情勢や本県の状況、現計画の達成状況等を踏まえ、新たに食品ロス削減、海洋プラスチックごみ対策、再生可能エネルギーの地産地消、バイオマスの総合的な利活用、ふくしま型漁業の実現などの施策を追加するとともに、地球温暖化対策の充実強化、エコ・リサイクル製品の利用拡大、地球にやさしい“ふくしま“県民会議の連携強化などに取り組むことを明記する。

（４）施策に関する項目については、条例を踏まえたものであることから、現行計画と同様の体系、構成とする。（前回審議会において説明）

３　見せ方の工夫

（１）ＳＤＧｓの視点を取り入れ、各施策との関連付けを明確にする。

（２）わかりやすい計画とするため、循環型社会形成の取組をイメージしやすいよう、各項目に写真付きの主な取組事例を挿入する。

(例)ヒシ刈り、海浜清掃、マイボトルの使用、せせらぎスクールなど

（３）施策の達成状況及び傾向をより一層確認できるようにするため、数値目標を増やす。

４　放射性物質の取扱い（現行計画に同じ）

放射性物質の管理については原子力基本法及びその関係法律が整備されており、また、放射性物質について一般の廃棄物と同等な考え方に立ってその処理の基本原則を規定することが適当とは考えられないため、「放射性物質及びこれによって汚染された物」については循環型社会形成推進基本法の対象となる廃棄物等から除外されている。

本計画の上位計画である環境基本計画では、放射性物質対策としての除染や中間貯蔵施設への搬入、汚染廃棄物の適正処理について記載することとしており、本計画では放射性物質の影響についての対策等を記述することとしている。

５　現行計画の評価

現行計画は各部局（商工労働部、農林水産部、土木部等）の計画やプランなどを集約し、計画を策定した。

このため、関係する施策を総合的に推進し、各数値目標の達成状況をもって評価している。

（１）計画全体の達成状況（令和元年度実績反映）

指標 45 のうち、◎及び○が 28(62.2%)

◎:15(33.3%)　○:13(28.8%)　△:3(6.5%)　×:11(24.4%)　－:3(6.6%)

※達成状況の判断基準

◎：最新の実績値が、令和２年度目標値に達しているもの。（達成率：１００％以上）

○：最新の実績値が、令和２年度目標値に達していないが、概ね順調に推移しているもの。（達成率：７５％以上１００％未満）

△：最新の実績値が、令和２年度目標値に達しておらず、今後も達成がやや難しいもの。（達成率：６０％以上７５％未満）

×：最新の実績値が、令和２年度目標値に達しておらす、今後も達成が困難な可能性が高いもの。（達成率：６０％未満）

－：比較する数値が無いもの。

（２）ビジョンごとの達成状況

ア 自然循環が保全された社会

指標 17 のうち、◎及び○が 11(64.7%)

主な×の項目	理由等
森林の保全、整備等	・原発事故に伴う放射性物質拡散の影響から、森林所有者等による森林整備が進みにくい。 ↓ ・森林所有者や林業事業体が自ら行う森林整備への理解を深める必要。
水産資源の適正な保存、管理等	・漁業就業者数は、震災以前からの減少・高齢化に加え、震災及び原子力災害により大きく落ち込んでいる。 ・沿岸漁業は自粛により、資源管理取組数の拡大に至っていない。 ↓ ・操業拡大に向けては持続的かつ効率的な資源利用のため、資源管理方策の見直しや取組数の拡大が必要。

	・漁場環境保全や資源管理に取り組む担い手の確保や育成が必要。

イ　適正な資源循環の確保等

指標 20 のうち、◎及び○が 13(65%)

主な×の項目	理由等
資源及びエネルギー消費の抑制	・令和元年度県政世論調査において、地球温暖化対策に取り組んでいると答えた県民は 48.9%と低迷している。 ↓ ・県民会議との連携を強化し、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となり、県民総ぐるみの省資源・省エネルギーの取組が必要。 ・再生可能エネルギーの導入拡大や県産水素の利活用推進、資源の循環利用の促進等が必要

ウ　心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

指標 7 のうち、◎及び○が 3(42.8%)

主な×の項目	理由等
循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等	・尾瀬で自然環境学習を行った県内児童・生徒数については、学校の年間授業数の増加や尾瀬での環境学習に対する認知不足などから、参加者数が減少している。 ↓ ・教育課程や生活様式の変化を踏まえながら、参加しやすい環境学習の機会の創出が必要。

（３）物質フローで見る特徴

平成 29 年度調査の結果、農林水産分野を除いて、総物質投入量や循環利用率などの物質フローに関する指標は、概ね震災前に近い状態に回復していることが分かった。

循環利用率は、宮城県、岩手県は、震災前本県と近い値であったが、一般廃棄物、産業廃棄物、災害廃棄物などの廃棄物のうち、震災により発生した災害廃棄物の大部分がリサイクルされたことなどにより、震災後に循環利用率が高くなっている。しかし、本県では、原発事故の影響により災害廃棄物のリサイクルが行われにくいことや、除去土壌や処理水など処理されずに保管しているものがあるため、震災後の循環利用率の変化が小さくなっている。

今後必要に応じて、物質フロー調査を行い、今後も県内の物質の流れを注視していく。

循環利用率での比較

	福島県	宮城県	岩手県	全国
震災前	13.0% (H20)	14.6% (H19)	15.5% (H19)	14.1% (H20)
震災後	15.0% (H29)	20.2% (H24)	25.9% (H25)	15.4% (H28)

なお、国の循環型社会形成推進基本計画では、2025 年度までに約 18%を目指すこととしている。